（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）

第六十三条　復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第二十六条第一項第三号	）又は	）若しくは
		の規定	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十六条（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定
	第二十六条第四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は
	第二十六条第五項	又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は
	第三十八条第一項	）の額	税、過少申告加算税及び重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項（課税標準及び同項各号に掲げる税額の申告）において準用する規定による利子税の額及び復興特別法人税（延滞税、無申告加算税並びに特別措置法第五十三条第四項（課税標準及び同項各号に掲げる税額の申告）において準用する規定による利子税の額を除く。）の額
	第三十八条第三項	又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は
	第三十八条第四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は
	第四十条	同項又は	同項若しくは
		場合	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第一項（復興特別所得税額の控除）若しくは第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合

第六十七条第三項	金額）並びに	金額）及び当該事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の額並びに	
第六十七条第三項第五号	法人税の額並びに	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに	
第六十九条第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と	
第八十条の二	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは	
	掲げる金額につき	掲げる金額若しくは	
		掲げる金額又は	
		掲げる金額につき	
第八十一条の七第一項	同項又は	同項若しくは	
	場合	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第三項（復興特別所得税額の控除）若しくは第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合	
第八十一条の十三第二項	金額）並びに	金額）及び当該連結事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の額並びに	
第八十一条の十三第二項第四号	法人税の額並びに	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに	
第八十一条の十五第二項	の連結控除限度個別帰属額と	の連結控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額と	
第八十一条の二十五第一項	金額、その	金額及び特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の	
第八十二条	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは	
	掲げる金額につき	掲げる金額若しくは	
		掲げる金額又は	
		掲げる金額につき	